

○【財政課契約管理係 メールアドレス】 s-kyks@city.sukagawa.fukushima.jp  
 ○書類は全て 契約日(=工期開始日)の日付で作成してください。

## 契約書チェックリスト 工事

契約時提出書類	確認項目	紙契約	電子契約	チェック
1 工事請負契約書 (2部、1部は印紙あり)	①工事の番号・名称、工事の場所、工期は金抜き設計書等に記載された内容と一致している。	窓口	電子契約システム上で確認	
	②契約月日は工期開始日となっている。			
	③請負金額、消費税の額に誤りがない。 ※請負金額等の金額の訂正は出来ません。記入誤りの際は担当課へ連絡願います。			
	④貼付する印紙税額に誤りはなく、かつ、印紙を消印している。 ※消費税額を除く請負金額に応じた税額の印紙を貼付してください。			
	⑤割印を押印している。 ※裏面の袋とじ部分1箇所だけで結構です。 ※表面の上部の捨て印は不要です。			
2 須賀川市工事請負契約約款	工事請負契約書に添付している。	窓口	電子契約システム上で確認	
3 仲裁合意書(2部)	工事名等は工事請負契約書と一致している。	窓口	電子契約システム上で確認	
4 着工届(押印省略)	工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。	窓口	メール 又は 窓口	
5 工程表(押印省略)	工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。	窓口	メール 又は 窓口	
6 現場代理人及び主任技術者等通知書 (押印省略) ※ 雇用関係の確認書類は、原則として下記のいずれかを提出してください。提出の際、雇用関係の確認に關係のない項目は、黒塗りのマスキングを施してください。 ・監理技術者資格者証 ・住民税特別徴収税額通知書 ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 ・所屬会社の雇用証明書 ・その他、これらに準ずる書類(恒常的雇用関係を確認できるもの)	①工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。	窓口	メール 又は 窓口	
	②現場代理人については、経歴書と雇用関係の確認書類の写しが添付されている。経歴書の氏名は現場代理人の記名があること。(押印省略)			
	③主任技術者については、経歴書、雇用関係の確認書類の写し及び資格証の写し(資格を有する者のみ)が添付されている。経歴書の氏名は主任技術者の記名があること。(押印省略)			
	④監理技術者については、経歴書と監理技術者資格者証の写しが添付されている。経歴書の氏名は監理技術者の記名があること。(押印省略) ※監理技術者の設置は、下請総額5,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)の場合に必須。			
	⑤現場代理人を他の工事と兼任させる予定の場合は、「現場代理人の常駐義務緩和に係る申請書」を提出してください。(現場代理人の常駐義務緩和が対象となっている工事のみ)			
7 建設業退職者共済事業掛金収納書(契約締結後、証紙貼付方式は原則1カ月以内、電子申請方式は原則40日以内に監督員へ提出)	①掛金収納書の発注者名、工事名等は工事請負契約書と一致している。	窓口	窓口	後日提出可
	②証紙購入額は一定基準額以上である。(土木工事は請負金額(税抜)の1,000分の2、建築工事は1,000分の1.5)			
8 課税事業者届出書(押印省略)	契約日を含む課税期間となっている。工期が課税期間内に含まれていない場合は、次期分も併せて提出してください。	窓口	メール 又は 窓口	
9の1 契約保証 (現金で納付する場合) ※300万円未満の契約では不要。	別紙「契約保証金納付書記入について」をご覧ください。	窓口	メール 又は 窓口	
9の2 契約保証 (現金で納付する場合を除く。) ※300万円未満の契約では不要。	①工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。	【書面で証書を作成する場合・金融機関等の保証の場合】 窓口		
	②保証会社と締結した契約保証証書と約款が添付されている。	【電子保証を利用する場合】 東日本建設業保証㈱が発行する「保証契約番号」と「認証キー」をメールで提出		
10 前払金申請書 (押印省略) 前払金請求書 (押印省略可) ※押印省略する場合は、請求書に「発行責任者の氏名・電話」と「発行担当者の氏名・電話」の記載が必要となります。	①工事名等は工事請負契約書・金抜き設計書に記載された内容と一致している。	窓口	メール 又は 窓口	
	②保証会社と締結した前払金保証証書、前払金保証証書の写し及び約款が添付されている。			
	③請求金額が請負金額の40%以内である。			
	④振込先が工事前金用の口座である。			
11 請負代金内訳書	※契約締結後14日以内に提出してください。 ※契約書と同時に提出する場合は財政課、別途提出する場合は発注課へ。	窓口	メール 又は 窓口	後日提出可
12 納税証明書 (制限付一般競争入札のみ)	法人住民税・固定資産税	窓口	メールもしくは窓口	

### 【平成26年4月1日～令和9年3月31日】※請負金額(税抜)に応じた印紙税額

200万円以下のもの	200円
200万円を超え300万円以下のもの	500円
300万円を超え500万円以下のもの	1千円
500万円を超え1千万円以下のもの	5千円
1千万円を超え5千万円以下のもの	1万円
5千万円を超え1億円以下のもの	3万円
1億円を超え5億円以下のもの	6万円